

公 告

令和5年度及び令和6年度において、基山町が発注する測量及び建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格及びその資格審査の申請手続等について、基山町契約規則（平成27年規則第12号）第5条及び第6条の規定により、次のとおり定める。

令和4年12月12日

基山町長 松 田 一 也

1 競争入札等参加資格

競争入札に参加することができる者は、次の各号のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加等資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていること。
- (3) 納期限の到来した国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、都道府県税、市町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書及びその他の添付書類に虚偽の事実を記載し、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

2 競争入札等参加資格申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者（第5号において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 経営規模等総括表（様式第3号）
- (3) 財務諸表（法人のみ、写し可）
- (4) 業態調書（様式第4号）
- (5) 委任状（様式第5号）（申請者（本店）の代表者が受任者（支店長等）を代理人と定めて本町と取引する場合に限る。）
- (6) 許可証明書又は登録証明書（写し可）
- (7) 営業所一覧表（様式第6号）
- (8) 測量等実績調書（様式第8号又は現況報告書写し）（直前2か年の各営業年度分）
- (9) 技術者経歴書（様式第9号又は現況報告書写し）
- (10) 印鑑証明書（写し可）
- (11) （法人）登記事項証明書（写し可）
（個人）身分証明書（写し可）
- (12) ・市町村税の「滞納のない証明書」（写し可）
・都道府県税の「納税証明書」（写し可）（未納がないことの証明）
・国税の「納税証明書」（写し可）（「法人税（個人の場合は所得税）」及び「消費税及び地方消費税」）
- (13) 誓約書（様式第18号）

3 申請書等の配付方法

申請書指定様式（以下「申請書等」という。）は、基山町ホームページから入手すること。

4 申請書等の提出の期間、時間及び提出方法

- (1) 受付期間 **令和5年1月6日（金）から令和5年2月28日（火）まで**
※ただし、土・日曜日及び休祝日は除く。
（郵送については、**令和5年2月28日消印分まで**）
- (2) 受付時間 午前8時30分から正午・午後1時から午後5時まで
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法で提出すること。
 - ア 持参する場合 下記受付場所へ直接持参すること。
 - イ 郵送する場合 封筒の表に【競争入札参加資格審査申請書在中（コンサル）】と朱書きし、下記受付場所へ郵送すること。また、

受付受理票希望の者は、住所・宛名を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(4) 受付場所

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
基山町役場 財政課 財産管理係
TEL：0942-92-7917（直通）
FAX：0942-92-2084

5 競争入札参加資格審査の基準日

資格審査の基準日は、申請日とする。

6 競争入札参加資格の有効期間

この公告で定めるところにより認定する競争入札参加資格は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで有効とする。

7 申請書等の記載事項の変更

申請後に、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること。

8 その他の事項

この公告で定めのない事項については、必要に応じて町長が定める。